住民税非課税世帯などに対する

臨時特別給付金・町独自給付をします！

◎問い合わせ　福祉課　☎0561・56・0732

1 住民税非課税世帯などへの給付金（国からの給付）

■対象（次のいずれかに該当する世帯）

①令和3年12月10日において東郷町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯【住民税非課税世帯】

②令和3年1月1日以後に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の状況にあると認められる世帯【家計急変世帯】

■給付額

1世帯あたり10万円

	対象世帯①【住民税非課税世帯】	対象世帯②【家計急変世帯】
手続方法	町が2月下旬に送付する確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で福祉課に提出 ※令和3年1月2日以後に転入した世帯については別途ご案内します。	福祉課窓口にて申請 （3月14日受付開始予定）
提出書類	確認書 口座確認書類・本人確認書類（確認書に記載された口座から変更がない場合は不要）	申請書、申立書、世帯全員の任意の1カ月の収入がわかる書類、口座確認書類、本人確認書類 ※様式は福祉課窓口、町ホームページで公開
申請期限	5月31日（火）	9月30日（金）

プラス

18歳以下の子ども
（平成15年4月2日～令和4年3月31日生）
がいる世帯のみ

2 町独自上乗せ給付

新型コロナウイルス感染症は、保育園休園や学校休校による保護者の休職・休業など子育て世帯の生活に大きく影響を及ぼしています。このため、特に住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受給する世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯に対して、子ども1人あたり5万円を町独自に上乗せ支給します。

■対象

住民税非課税世帯などへの給付金（国からの給付）の受給世帯かつ、18歳以下の子ども（平成15年4月2日～令和4年3月31日生）がいる世帯（転入者を含む）

■給付金額

子ども1人あたり5万円

■手続方法

住民税非課税世帯などへの給付金（国からの給付）の振込時に町独自給付分の確認書を送付します。

町で**住民税非課税世帯などへの給付金（国からの給付）を支給していない場合**（令和3年12月11日以後に転入した世帯）は、対象世帯であっても、町から確認書が送付されません。申請が必要ですので、福祉課までお問い合わせください。

■申請期限　9月30日（金）